在宅療養後方支援体制に関する協定書

　○○○○クリニック（以下甲）と八戸赤十字病院（以下乙）は、在宅療養中の患者様が、緊急対応が必要になった場合の在宅療養後方支援の体制に関して、以下の通り協定を締結する。

1. 在宅療養中の患者様が安心して生活できるよう甲の紹介に基づき、乙は

２４時間迅速に受け入れを行うこととする。

1. 乙は、照会された患者様の乙での入院治療が困難と判断した場合は、すみ

やかに適切な医療機関を紹介する。

1. 乙は、患者様の緊急時に迅速に対応するために、甲と３ヶ月に１回患者様の情報交換を行う。
2. 乙は、入院された患者様が入院治療が必要なくなったと判断した時は、甲に報告して在宅療養についての検討を行う。
3. 甲および乙は、本協定で知り得た患者の個人情報並びに業務上の秘密事項を第三者に開示又は漏洩しないものとする。
4. 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙間において協議の上、定めるものとする。

　　本契約締結の証として、本書２通を作成し甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　月　日

（甲）所在地　八戸市○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　○○クリニック

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　○○　○○

（乙）所在地　八戸市大字田面木字中明戸２

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　名　称　八戸赤十字病院

代表者　瀬尾　喜久雄